

# 予算決算常任委員会

平成24年5月29日午前9時から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎飯高 昭二	○小林 誠	吉野 俊明
伴 吉晴	木澤 正男	木田 守彦
嶋田 議長		

## 2. 理事者出席者

副 町 長	池田 善紀	教 育 長	清水 建也
総 務 部 長	西本 喜一	総 務 課 長	黒崎 益範
企画財政課長	面卷 昭男	住民生活部長	乾 善亮
福 祉 課 長	植村 俊彦	国保医療課長	寺田 良信
環境対策課長	栗本 公生	都市建設部長	藤川 岳志
建 設 課 長	川端 伸和	観光産業課長	清水 修一
都市整備課長	井上 貴至	会 計 管 理 者	野崎 一也
教委総務課長	西川 肇	生涯学習課長	佃田 真規
上下水道部長	谷口 裕司		

## 3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 小林委員、吉野委員

委員長

全委員出席されておりますので、ただいまより、予算決算常任委員会を開会いたします。本日の会議を開きます。

はじめにですね、今年度、予算決算常任委員会の委員長といたしまして私が、また新しく副委員長で小林委員が、また当委員会の新しい委員として木田さん、また木澤さんが就かれております。また前年度、伴さん、引き続きまして、吉野さん、よろしく願いをいたします。

でははじめに、副町長のご挨拶をお受けいたします。 池田副町長。

（ 副町長挨拶 ）

委員長

それでは、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、小林委員、吉野委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりであります。

初めに、1. 各課報告事項を議題といたします。

6月定例会に提出が予定されております、当委員会所管の町長専決処分に係る承認案件、及び繰越計算書の報告などについて、あらかじめ説明を受けることといたします。

まず初めに、(1)町長専決処分について承認を求めることについて(平成23年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)について)、理事者の報告を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政  
課長

それでは、各課報告事項の(1)町長専決処分について承認を求めることについて、(平成23年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)について)のご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料1をご覧くださいませでしょうか。

まず、専決処分書を朗読させていただきます。

( 専決処分書朗読 )

企画財政  
課長

本専決処分書は、寄附金の受け入れに伴い、予算の総額に歳入歳出それぞれ3万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ83億7,216万4千円とする予算補正を平成24年3月30日付けで専決処分させていただいたものでございます。

恐れ入りますが、補正予算書の5ページをお開きいただけますでしょうか。はじめに、歳入予算の補正についてであります。

第17款寄附金、第1項寄附金、第1目寄附金で、ふるさと納税として3名の方から、また、文化財活用センター内での募金によりご寄附があったことから、教育費寄附金3万3千円の増額補正を行ったものであります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。6ページをお開きいただけますでしょうか。はじめに、第9款教育費、第5項社会教育費、第4目文化財保存費で、歳入で申しあげた教育費寄附金3万3千円のうち、斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金への積立を希望された2万3千円の増額補正と、埋蔵文化財の発掘調査としてご寄附いただいた1万円の財源振替を行ったものであります。

第12款予備費では、本予算補正から生じた財源1万円を予備費に留保させていただいております。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

( 予算書朗読 )

企画財政  
課長

以上で、ご説明とさせていただきますが、本専決処分につきましては、6月町議会定例会で承認案件としてご提出をさせていただくこととしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ございませんでしょうか。 伴委員。

伴委員 今説明で、文化財センターの募金箱の分も入っているという説明がありましたけど、だいたいでよろしいねんけども、文化財センターの募金というのはどれぐらい入れてくれてはるのか、わかりまっしゃるか。

企画財政 多い月で3,600円程度、少ない月で777円ぐらいとなっております。課長  
すんで、だいたい平均して2,000円程度となっております。

委員長 他にございませんでしょうか。

( な し )

委員長 本件については、6月議会初日に承認を求められることとしますので、あらかじめ説明を受けたということで終わっておきます。

次に、(2)町長専決処分について承認を求めることについて(平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第6号)について)、理事者の報告を求めます。 寺田国保医療課長。

国保医療 それでは、各課報告事項(2)の町長専決処分について承認を求めることについて(平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第6号))につきまして、ご説明を申し上げます。課長

恐れ入りますが、資料2をご覧くださいませでしょうか。

本補正予算につきましては、平成23年度予算におきまして、医療費に要する給付の見込みが当初よりも増加したことから、一般被保険者療養給付費の補正を行ったものでございます。

まず専決処分書を朗読させていただきます。

( 専決処分書朗読 )

国保医療 それでは、補正予算書の予算に関する説明書によりましてご説明申し上げます。恐れ入りますが、補正予算書の5ページをお開きいただけます。課長

しょうか。

はじめに、歳入予算の補正についてでございます。

第2款国庫支出金では、第1項国庫負担金では、第1目療養給付費等負担金で、一般被保険者療養給付費の増額に伴いまして、医療給付費分現年分1,360万7千円の増額補正を行ったものでございます。

次に、第2項国庫補助金では、第1目財政調整交付金で、国庫負担金と同様の理由によりまして、医療給付費分普通財政調整交付金360万2千円の増額補正を行ったものでございます。

次に、第5款県支出金 第2項県補助金では、第1目財政調整交付金で、国庫負担金と同様の理由によりまして、医療給付費分普通財政調整交付金280万1千円の増額補正を行ったものでございます。

続きまして6ページをお開きいただけますでしょうか。次に、第10款諸収入、第2項雑入では、第7目歳入欠かん補填収入で、今回の予算補正におきまして歳出額が歳入額を上回ったことによって不足する財源を歳入欠かん補填収入で調整することとしたもので、2,001万1千円の増額補正を行ったものでございます。

続きまして、歳出予算の補正についてでございます。7ページをご覧くださいいただけますでしょうか。第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目一般被保険者療養給付費で、平成23年度予算におきまして、医療に要する給付の見込みが当初よりも増加したことから、負担金補助及び交付金4,002万1千円の増額補正を行ったものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。予算総則を朗読させていただきます。

( 予算書朗読 )

国保医療  
課長

本補正予算につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成24年3月30日付けで専決処分させていただいたものでございまして、同法同条第3項の規定によりまして6月議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、町長専決処分について承認を求めること

について（平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号））につきましてのご説明とさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 今は、明をいただいて、補正を組むことの必要性については理解できたんですけども、なぜ専決処分になったのかというところで確認をさせていただきたいと思います。

国保医療課長 本補正予算につきましては、一度12月議会で医療給付費の増ということで、補正をさせていただいておりますけども、約9,000万近く、それ以降につきましても、医療給付費の見込みが増えまして、今回の金額になったわけでございますけども、当然、医療給付費に対しましては、国保連合会の方へ支払いという義務がございますので、専決処分をさせていただいております。

委員長 池田副町長。

副町長 今、課長申しあげましたように、12月補正をさせていただきました。12月補正の段階でしたら、9月診療、10月診療、もうぎりぎり10月診療いっぱいだと思うんですわ。その後11月、12月診療、1月診療もございまして、2月診療もございまして。それらについて、当初予想をしていた以上に医療費が増えたと、その中味を見ますと、ちょっと僕も担当のほうに調べていただいたんですけども、やはり1人の方で毎月4,5百万の医療費の方が数名新たに発生したわけで、ですから大きな病気で手術されたと思うんですけども、それらも要因となっておりますので、今回、また新たに3月議会に間に合わないということで、専決処分をさせていただきました。請求は必ず2か月遅れできますので、どうしてもその誤差が出てまいりますので、ご了解をいただきたいと思います。

委員長 他に、ございませんでしょうか。

( な し )

委員長 本件についても、6月議会初日に承認を求められることとしますので、あらかじめ説明を受けたということで終わっておきます。

次に、(3)町長専決処分について承認を求めることについて(平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について)、理事者の報告を求めます。寺田国保医療課長。

国保医療課長 それでは、各課報告事項の(3)の町長専決処分について承認を求めることについて(平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号))につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料3をご覧くださいませでしょうか。

本補正予算につきましては、平成23年度の医療に係る費用等の歳出が、歳入を上回ることとなり、歳入欠かんが生じることから、地方自治法施行令第166条の2の規定により、平成24年度からその不足額を繰上充用するものでございまして、現時点で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億6,470万円を追加し、歳入歳出それぞれ35億2,470万円とさせていただくものでございます。

はじめに歳出予算の補正についてでございます。下段の歳出総括表(案)の下から2行目をご覧くださいませと思います。第12款前年度繰上充用金を追加し、4億6,470万円の追加補正をお願いしております。

平成23年度会計の収支見込みにつきましては、単年度収支におきまして約2,380万円程度の赤字となる見込みでございます。

続きまして、歳入予算の補正についてでございます。上段の歳入総括表(案)の下から2行目をご覧くださいませと思います。第10款諸収入で歳入欠かん補填収入として歳出補正額と同額の4億6,470万円の追加をお願いしております。

本補正予算につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、5月末までに専決処分させていただき、同法同条第3項の規定によりまし

て、6月の町議会定例会においてご報告を申しあげ、ご承認をお願いしてまいりたいと考えております。

ただ、今ご説明申しあげました予算補正額につきましては、現時点での見込みでございまして、今後、若干の変更が生じることも考えられますけれども、ご理解を賜りますようお願い申しあげます。

以上、簡単ではございますが、町長専決処分について承認を求めることについて、平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましてのご説明とさせていただきます。

何とぞ、よろしく願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 これはまだ確定した数字ではないというふうにおっしゃってましたけど、これ締めが5月の末日ですね、2,300万円程度ですか、赤字になるということで、先ほどのところで23年度の補正の件も報告がありましたけれども、やはり見込みよりもだいぶ給付が上回っているということで、理解しておいたらいいんですか。

国保医療課長 平成23年度の、この約2,400万程度の赤字の要因というのを見ても、諸支出金の過年度分の療養給付費と国庫負担金の償還金2,900万程度返還しておるものがございます。そして今、委員がおっしゃいましたように、保険給付費の伸び、前年度を超えまして、約2億程度増えておるんですけども、それが大きな赤字の要因かと考えております。

委員長 よろしいですか。他にございませんでしょうか。 伴委員。

伴委員 今、課長の説明で、非常に医療給付費が伸びていると、予算の委員会、前年度のときも、やっぱり子どもの医療費の無料が影響しているのと違うかと、非常にそのあたりの影響というのはどんなものでしょうか。

国保医療課長 当然、そういう要因もございますけども、国民健康保険というのはご存知のように、国民健康保険の斑鳩町の状況を年齢別に見てみますと、当然、50歳以上、そして75歳未満の加入率が非常に高くございます。これはどこの市町村にも同じ構造が言えるんですけども、当然、国保に入られる方のそういう被保険者の年齢が高くなると、当然、それに伴いまして、医療費も当然比例して高くなってきます。そういったことが要因ではないかと考えております。これからますます団塊の世代の方が国民健康保険のほうに移られてこられますので、医療費につきましては、今後もますます増えてくるものと考えております。

委員長 他に、ございませんでしょうか。

( な し )

委員長 本件についても、6月議会初日に承認を求められることとしますので、あらかじめ説明を受けたということで終わっておきます。

次に、(4)平成23年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(一般会計)、これにつきまして理事者の報告を求めます。

面卷企画財政課長。

企画財政課長 それでは、平成23年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(一般会計)につきまして、ご説明をさせていただきます。

お手元の資料4をご覧くださいませでしょうか。

本報告書は、平成23年度予算において、繰越明許費の議決をいただいている歳出予算のうち、平成23年度内での執行ができなかった経費を平成24年度予算に繰り越したことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告をさせていただくものでございます。

はじめに1行目の第4款衛生費、第1項保健衛生費の火葬場周辺対策事業につきましては、議決金額は97万1千円で、翌年度繰越額は同額の97万1千円となっています。本事業は、火葬場周辺対策に伴う平成24年度三井自治会要望事項の水路整備工事について、国の第4次補正を活用し

て実施することから、その地元負担金の補償金を繰越したもので、繰越額の財源内訳は、すべて一般財源となっています。また、予算の内訳は、すべて補償補填及び賠償金となっております。

次に、2行目の第4款衛生費、第2項清掃費の衛生処理場周辺事業につきましては、議決金額は398万6千円で、翌年度繰越額は同額の398万6千円となっています。本事業は、衛生処理場周辺対策に伴う平成24年度高安自治会要望事項の農道整備について、先ほどと同様に、国の第4次補正を活用して実施することから、その地元負担金の補償金を繰越したもので、繰越額の財源内訳は、すべて一般財源となっています。また、予算の内訳は、すべて補償補填及び賠償金となっております。

次に、3行目の第5款農林水産業費、第1項農業費の土地改良事業につきましては、議決金額は5,938万9千円で、翌年度繰越額は4,897万147円となっています。本事業は、先ほどの水路整備工事、農道整備工事と、服部地区での機械揚水整備工事について、国の第4次補正を活用して実施すること、そして、平成23年度当初予算で計上していた高安農道整備工事について、関係権利者との協議に時間を要したことから繰越したもので、繰越額の財源内訳は、未収入特定財源の国庫支出金で2,170万円、地方債で1,080万円、一般財源で1,647万147円となっております。また、予算の内訳は、需用費で1千円、委託料で116万1,200円、工事請負費で4,340万円、公有財産購入費で416万8,947円、負担金補助及び交付金で23万9千円となっております。

次に、4行目の第7款土木費、第4項都市計画費のJR法隆寺駅周辺整備事業につきましては、議決金額は60万円で、翌年度繰越額は同額の60万円となっております。本事業は、JR法隆寺駅南口2号線整備事業計画見直し作業に伴う丈量を繰越したもので、繰越額の財源内訳は、すべて一般財源となっております。また、予算の内訳は、すべて委託料となっております。

次に、5行目の第7款土木費、第4項都市計画費の法隆寺線整備事業につきましては、議決金額は150万円で、翌年度繰越額は同額の150万円となっております。本事業は、残っております事業用地の買収が難航していることから繰り越したもので、繰越額の財源内訳は、すべて一般財源

となっています。また、予算の内訳は、すべて委託料となっています。

最後に、6行目の第9款教育費、第2項小学校費の小学校校舎耐震補強等事業につきましては、議決金額は1億7,629万4千円で、翌年度繰越額は同額の1億7,629万4千円となっております。本事業は、斑鳩西小学校本館西棟及び体育館、斑鳩東小学校北館西棟の耐震補強等工事について、国の第3次補正を活用して実施することから繰越したもので、繰越額の財源内訳は、未収入特定財源の国庫支出金で5,444万2千円、地方債で8,940万円、一般財源で3,245万2千円となっております。また、予算の内訳は、需用費で15万円、委託料で47万9千円、工事請負費で1億7,566万5千円となっております。

以上で、平成23年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）につきましてのご説明とさせていただきますが、本報告につきましては、6月町議会定例会でご報告をさせていただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。何かございませんでしょうか。 木澤委員。

木澤委員 繰り越しをすることについてはすでに了承しているものですし、今回特に異議のあるものではないんですけども。当初予算の審査で、私は予算委員会は入っていませんでしたけども、その時に補償の問題について、今後基準が必要ではないかという議論があつてですね、これまで町のほうとしては半径500mという規定があることをもって、補償を行ってきたんですけども。これね、補償をどうしていくかというのは、厚生委員会の範囲になるんですけども、今の段階ですら、町として他の町村なんかで補償していくのに、なんか基準を設けているとか、そういう調査されているようでしたら、ちょっと教えてもらったらなと思ったんですけども。

委員長 池田副町長。

副町長 補償関係の全体的な一元的な調査というのはまだ行っておりません。た

だ各町村どういう状況であるとは、前回のやつ聞いてます。ある町村では、当初の地元の覚書で関係市町村に現金で毎年いくらか、もう相当な金額ですけども、毎年現金で払っておられるところもございます。そして斑鳩町のように、こういう補償工事をやっておるところもあるということでもあります。で、基準うんぬんですけども、これにつきましては当初こういう施設を建てるときに、やはり地元と協力をいただいてやっております。いろんな都市計画決定するとか、事業認可するとき地元同意がいりますんで、そのときに紳士的に話し合いやっておりますんで、それに基づいてやっておりますので、基準うんぬんは作るかどうかにつきましては、やはり地元の関係もありますので、今、まだ町としては結論は出てないという状況です。

木澤委員 当初ね、やっぱりきちっと覚書も交わして、で、話し合いもして補償ということを行ってきていただけてますんで、私も考えているように、後から基準つくって、どうなんかっていう問題は、確かに非常に難しいとは思いますが、やはり町の財政なんかも見る中で、そうした交渉についても行っていくことが必要じゃないかなというふうには思っていますんで、私のほうとしてもまた独自に調査しますけど、町のほうとしてもですね、また調査研究していただきますようお願いしておきます。

委員長 嶋田議長。

議長 今のその火葬場に関してなんですけども、この補償というのは建て替えられてから補償が発生したわけなんですか。以前の建物は町が管理していたものかどうか。そこらへんちょっと、お聞かせ願えますか。

委員長 栗本環境対策課長。

環境対策課長 現火葬場につきましては、平成9年3月から供用開始しています。その以前の火葬場につきましては、昭和45年、これも町営火葬場で、町が建設して、町が管理をした建物でございます。その当時から、資料を見ますと、

東里自治会、三井自治会に対しては一定の補償をしてきたという記録が残っております。

議長 わかりました。そしたら施設が新しくなって、付近の方に迷惑をかけることが少なくなるであろうと思われることについての協議というのは、されておられたのでしょうか。その平成9年に建て替えされる時にですね、そういうふうなことの話し合いはされたわけなんですか。

環境対策課長 平成7年当時から、地元とは交渉しております。その際にも平成9年に建てられた火葬場につきましては、その当時、最新の設備を導入されたので、そういった環境に配慮した施設であるということも十分説明はされていたというふうに思います。

委員長 他に、ございませんでしょうか。

( な し )

委員長 本件についても、6月議会初日に報告されることと思いますので、あらかじめ説明を受けたということで終わっておきます。

次に、(5)平成23年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、理事者の報告を求めます。 谷口上下水道部長。

上下水道部長 それでは、平成23年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明をさせていただきます。

この件につきましては、平成23年5月に公布されました地域の自主性及び自立性を高める改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、一般的に第一次一括法と申しますが、それによります地方公営企業法の一部改正によりまして、法定積立金、例えば減債積立金及び利益積立金の積み立ての義務が廃止されたことによりまして、またはそれを条例の定めるところにより、または議会の議決を経て利益及び資本剰余金を処分できることとすると変更されたことによりまして、これにつきましては経営判断

によりまして、資本金の額を減少させることができることとするなどの、事業体の裁量に委ねられたものでございます。

それにより、柔軟な発想に基づきまして経営の自由度を高めるなどの観点から、将来におよんで適切な経営を進めてまいるためにも、6月議会定例会に上程し、議会の議決をお願いするものでございます。

その内容といたしましては、お手元資料5をご覧くださいませでしょうか。平成23年度斑鳩町水道事業剰余金処分計算書（案）に沿いましてご説明をさせていただきます。

この表の一番右端の欄でございます。当年度末、未処分利益剰余金で5,011万6,020円のうち、減債積立金といたしまして300万円、利益積立金といたしまして300万円、建設改良積立金といたしまして3,000万円の、合計3,600万円の積み立て、そして残余1,411万6,020円を繰り越す案につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

以上が、6月議会定例会に上程いたしまして、議会の議決をお願いする予定であります、平成23年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての説明とさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 今、部長の説明の中で、法改正によって積み立て義務がなくなったというところで、積立額をいくりにするか、率をいくりにするかというのが町の裁量でできるようになったということ、この金額提示していただいていると思うんですけども、どれぐらいの積み立てをするべきものなのかとかいう、基準がですね、私ちょっとわからないものですから、その点についての考え方も、ちょっとお聞かせいただけますか。

上下水道部長 基準と申しますか、これはもう一応財政推計に基づいて、事業の進捗もしくは、大きな改修事業とか、もしくは企業債の償還等、視野に入れた中で、全般的に判断する中で、その処分額を決定していくといった考え方で

進めてまいりたいと考えております。

木澤委員　　そうしますと、これまではどういう基準で積み立てるといふふうに法律ではなっていたんでしょうか。

上下水道  
部長　　例えば地方公営企業法の32条になりますけども、毎年度の事業年度の利益が生じた場合におきましては、前年度繰り越した額が欠損金を埋めて、なお残額がある額につきまして、その20分の1を下らない額を必ず減債積立、もしくは利益積立金として積み立てるといふ法令でございました。

木澤委員　　もうちょっと突っ込んで聞きますと、その20分の1を下らない額といふふうに法令で定められていたのは、どういう根拠からですか。

上下水道  
部長　　これはもうあくまでも地方公営企業法の法令で定められていたということですので、そこまでの根拠は私自身ははっきり説明できませんので、ご理解いただきたいと思います。

木澤委員　　減債積立が、そもそもなんで必要なかっていうところに関わってくるのかなといふふうに思うんですけども。それといろいろ町のほうで額は調整できるよということ、町のやっていたことなんで、基本的に間違いはないのかなといふふうには思ってますけども、今回やっぱり議会の議決が必要になってくるということですので、資料としても、そうですね、もうちょっとこちらの方もなんでこうなったのかなといふところがわかるような物を用意していただくとありがたいかなといふふうに、ちょっと感じましたんで。また今後ね、そういう形をお願いしておきたいと思えます。

委員長　　今、木澤委員から言われましたように、ちょっと中味の内容がもうひとつちょっとわからないというか、部分がございますので、ちょっとまたそういう資料がございましたら。　谷口上下水道部長。

上下水道  
部長 以前でしたら、今回も、決算書には添付させていただくことになると思うんですけど、平成23年度、例えば、斑鳩町水道事業損益計算書とかといった資料がございます。そうした中で、純利益、前年度からの繰越金等を含めまして、今5,011万6,020円ですね、そういった額を算定しているという一定の表がございます。そういった面も含めまして、今度決算書の中では詳しく説明できるかなと思いますんで、ご了解いただきたいと思います。

委員長 よろしく願いしておきたいと思います。  
他にございませんでしょうか。

( な し )

委員長 本件についても、6月議会に議案提出されることと思いますので、あらかじめ説明を受けたということで終わっておきます。

次に、2. 継続審査(1) 予算補正を必要とする事務事業についてを議題といたします。

6月定例会に提案を予定されております一般会計補正予算について、あらかじめ説明をお受けしたいと思います。

①平成24年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)について、理事者の説明を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政  
課長 それでは、継続審査の①平成24年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)につきましてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料6をご覧くださいませでしょうか。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ207万6千円を追加し、歳入歳出それぞれ82億5,207万6千円とするものであります。

はじめに、歳入予算の補正についてでございます。

第20款諸収入の雑入で、消防団員4名が退団されたことから、その退職報償金受入金207万6千円の増額補正をお願いしております。

続きまして、歳出予算の補正についてでございます。資料の裏面をご覧くださいいただけますでしょうか。

第7款土木費では、公園費で、東福寺公園において公園敷地の一部が個人所有土地へ越境していることが判明したことから、その越境部分について買い取りを行おうとするもので、その費用200万円の増額補正をお願いしております。

次に、第8款消防費では、非常備消防費で、歳入のところで申しあげた消防団員の退団に伴う退職報償金207万6千円の増額補正をお願いしております。

次に、第9款教育費では、社会教育総務費で、斑鳩町立青少年野外活動センターの廃止に伴い、当該施設内の構造物の解体撤去処分を行うことから、その費用412万4千円の増額補正をお願いしております。

最後に、第12款予備費では、今回の予算補正に要する財源として、612万4千円の充当をお願いしております。

以上で、平成24度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。  
伴委員。

伴委員 今、資料に公園の位置図もつけていただけてますねんけども。これぱつと私感じましてんけども、これ公園しはる時になんでわかりませんでしてんやろ、これ越境しているということになってますわな。大概、これ公園しはる時にはちゃんとかう見て、測量とかこうやって、そして公園化されていると思いますねんけど、そのあたりなぜこのような経緯になったんか教えとくなはれ。

委員長 井上都市整備課長。

都市整備課長 この公園につきましては、昭和49年に開発による公園として寄付を受けたものでございまして、当時その寄付を受ける段階で、当然そういう4

9年当時の地積測量図というものがあつたんでございますけれども、それに基づいて実際のその公園の画地ですね、そういったものが測量図に基づいて確認がされていなかったということが推測されるのではないかというふうに私思っております。

伴委員 今の課長の説明で状況はわかりました。今回、これなぜ発覚したのか、そしてまた民有地の方は、その辺どういうふうなご理解をいただいているのか、ちょっとその2点お願いします。

都市整備課長 今回お隣のところ、その北側の土地ですね、地図に示しております、その土地は更地でありましてですね、その土地が売買が出されまして、その中で地積測量図を確認されますと、その辺が越境しているんじゃないかということが確認されて、当町のほうも現地を確認いたしまして、当時の地積測量図であります、確認をさせていただいたところでございます。

それと所有者の方につきましては、建築業者を通じまして確認をしておりますところ、処分することに了解をいただいているということも確認しております。

伴委員 それも流れもわかりました。最後にこれ何㎡、これ200万円て出てますけども、何㎡でんねやろ、ちょっとそれだけ教えとくなはれ。

都市整備課長 現在まだ立会いして、当時の地積測量図というのはございますけれども、もう一度立会いをして確定をしていかなければならないということもございますけれども、当時の地積測量図を確認する中で、現地のほうをあたってみますと、約10㎡程度の土地が越境しているのではないかというふうに考えております。

伴委員 もし約10㎡、これやっぱり分筆とか、そういうふうなお金も、これ単なる土地代で200万と考えさせてもらってよろしいですか。それともそういうふうな諸費用も入った分で200という感じになってるのか、ちょ

つとそれだけ教えとくなはれ。

都市整備課長 おっしゃっていただいておりますように、当然買収をさせていただくということになりますので、そういった分筆費用等の諸費用も入っております。60万円の諸費用が入っております。

委員長 木澤委員。

木澤委員 ちょっと今聞かせていただいでて、まだ新たな測量は終わっていないと、確定していないというふうにおっしゃったかと思うんですけど、そういうことでいいんですかね。

都市整備課長 はい、もう一度立会いをしまして、きちっとした境界の確定していくということになってまいります。

木澤委員 そうすると、この公園の維持管理として、200万円補正上がっている金額は、どういうふうに理解をしたらいいんですか。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設部長 今、ご質問いただきました200万円でございますけれども、約10㎡の土地代ですが、これにつきましては、土地として約100万円を予定しております。あと、先ほど申しました諸費用ということでございますが、60万円につきまして登記関係の委託料でございます。残りにつきましてはあと40万円を補償金ということで計算をいたしております。隣地の今の所有者の、計画をされております建物の建築確認申請の変更に必要な費用ということで、補償金として40万円の予定をいたしております、で合計200万円ということでございます。

木澤委員 きちっと金額がこれ確定するのは、測量終わって確定するのはいつですか。

委員長 池田副町長。

副町長 これにつきましては、6月議会に議決いただいた後におきまして、分筆の発注を行います。公嘱協会のほうへ。そうでないと今現在、予算がございませんので、発注を行っておらない状況で、あくまでも図面上でやっておる状況でございます。相手方につきましても、先ほど課長申しあげました、理解いただいておりますのは、この公園の敷地の中に防火水槽が設置しております、町のほうで。その寄付を貰った後に、町で設置しておりますので、それを撤去するとなったら相当な費用になりますので、これで相手の土地を買うということでご理解をいただいておりますので、井上課長、答弁させていただきました。そのご理解でありますので、追加のご説明とさせていただきます。

委員長 他にございませんでしょうか。

( な し )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
継続審査については、以上で終わっておきます。  
理事者のほうから何かご報告があれば。

( な し )

委員長 次に、3. その他について、委員の方から何かございませんでしょうか。ございましたらお受けいたします。

( な し )

委員長 ないようですので、その他についてもこれをもって終わります。  
これをもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり副町長の挨拶をお受けします。

池田副町長。

( 副町長挨拶 )

委員長

これをもって予算決算常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

( 午前9時47分 閉会 )